

財産形成貯蓄
 財産形成住宅貯蓄
 財産形成年金貯蓄

払出・解約請求書【記入例】

〔記入時のお願い〕

記入事項を訂正される場合は、訂正箇所にお届印をご押印ください。

店番、団体番号、加入者番号

目的コースNo.

必ずご記入ください。ご記入の際には「財産形成貯蓄明細のお知らせ」等をご用意されると便利です。

【目的コースNo.】

- 一般財形 = 1 ~ 5、7
- 住宅財形 = 6
- 年金財形 = 8

お届印

当社にお届けのご印鑑をご押印ください。
 (鮮明にご押印ください。)

一部払出 (一般財形・住宅財形)

【住宅財形の場合】

- 「一部払出」は、住宅取得等の目的のみとなります。
- 住宅取得等の目的内払出の際は、裏面をご参照のうえ、「提出書類」を添付してください。
- 残高の90%払出および金額指定払出の場合は、※欄も必ずご記入ください。

解約手数料減免扱いの適用

一般財形の方で、積立開始から7年以上経過した金銭信託口座をお持ちの方のみご記入ください。

財形の金銭信託口座で、積立を開始してから満7年以上経過した後に払出す場合は、解約手数料について減免(免除)扱いを受けることができます。

ただし、この扱いを受けて一部払出を行いますと、以後、当該口座への入金はず、払出専用口座となりますので、今後の積立のための別口座を新たに開設することとなります。

なお、新設口座は、払出後にはじめて積立をした日から7年未満の払出の場合は、解約手数料がかかります。

ご解約 (一般財形・住宅財形・年金財形)

該当する箇所にて✓印をつけてください。

住宅取得等の目的以外の住宅財形の払出および年金財形の払出は、要件外の「解約」となります。

なお、要件外の払出の際は、5年間遡って追徴課税となります。また解約手数料がかかる場合があります。

廃止申告書

非課税扱の住宅財形・年金財形の「解約」の場合は、この廃止申告書にもご記入ください。

- 金銭信託型…「合同運用信託」
- 定期預金型…「預貯金」

三菱UFJ信託銀行 払出・解約請求書

記入日 2019年10月1日

店番 110 団体番号 1234

加入者番号(右づめ) 5678906

勤務先名称・所属部署 〇〇〇〇株式会社 〇〇営業所

住所 東京都港区北青山1-5-4

電話 03-9876-5432

銀行振出用

お届印 (三菱)

払出内容

一部払出

解約請求

解約理由

解約手数料減免(免除)扱いの適用

お受取方法

下記銀行に振込む

三菱UFJ信託

渋谷 渋谷

口座番号(右づめ) 11112233

口座名義 三菱 優太郎

最終積立日 2019年9月20日

勤務先印

【銀行振出用】

種別 合同運用信託・預貯金

最高限度額 5,500,000.00

所在地 東京都千代田区丸の内1-2-3

勤務先名称 〇〇〇〇株式会社 〇〇営業所

賃金の支払者名称 東京都渋谷区渋谷1-1-1

事務代行先名称 〇〇〇〇株式会社

受入機関の営業所等

所在地 三菱UFJ信託銀行 支店

名称 法人番号 6,01,0,0,0,0,1,0,0,8,7,7,0

この申告書を受領した日から5年以内は、業種別申告書の記入義務は0000000000000000

ご勤務先のご担当者の方へ(お願い)

- 記載内容をご確認のうえ、「勤務先確認印」をご押印ください。
- 解約の場合は、勤務先ご記入欄の「最終積立日」を必ずご記入ください。
- 「銀行提出用」のみご提出ください。

【住宅財形ご加入者の方へ】

住宅財形の適格な払出しを行うために、住宅取得等を証明する書類として、下記の書類をあわせてご提出ください。

	提出書類	払出し要件
新築・購入の場合 (中古住宅を含む)	取得前【1回目(一部払出し)】 次のいずれかの書類(提出書類はコピー可) (1) ①住宅の建設工事の請負契約書 ②住宅の売買契約書(国税局・地方自治体の公売物件、裁判所の競売物件もしくは特別売却物件または国有財産の売却物件に係る購入権の決定の通知書を含む) 上記の書類が提出できない場合(提出書類はコピー可) (2) ①住宅の請負契約または売買契約の締結予定通知書 ②解約手数料に係わる念書 (一部払出しから2ヵ月以内に イ.住宅の建設工事の請負契約書 ロ.住宅の売買契約書 のいずれかをご提出ください。	(1) ①所有者：自己名義(共有名義を含む)であること。 ②所在地：自己が居住する住所(住民票の住所)であること。 ③床面積：50㎡以上であること。ただし、新築または建築後使用されたことのない住宅の取得をした場合で、当該住宅が令和5年12月31日までに建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認を受けたものであるときは、床面積が40㎡以上であること。 ④払出し金額：住宅財形残高の90%以内、または、住宅取得費用のいずれか低い金額であること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 住宅の取得費用 ①建物に限られます(土地は含まれません)。 ②共有名義の場合は、持分に応じた費用以内となります。 ③土地付住宅(建売住宅・マンション等)で住宅取得費用の算出ができない場合は、土地付住宅の取得費用に一定割合を乗じて算出した金額となります。 </div> ⑤中古住宅の場合、昭和57年1月1日以後に建築されたものであること。(耐震構造である場合、築年数による制限はありません)
	取得後【2回目(最終払出し)】 (3) (提出書類はコピー可) ①住宅の登記事項証明書 ②次のいずれか1つ イ.住民票の写し ロ.住民票記載事項証明書 ハ.在留カード ニ.特別永住者証明書 ③耐震構造であることを証明する必要がある場合は、耐震基準適合証明書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【取得後に1回のみ払出し】 取得前に一部払出しを行わず、取得後に払出す場合は、1回のみ払出しとなります。その場合は、上記(3)①②③の他に イ.住宅の建設工事の請負契約書 ロ.住宅の売買契約書 のいずれかをご提出ください。 </div>	(2) ①上記払出し要件の(1)①～③および⑤と同様。 ②払出し金額：「一部払出し額+最終払出し額」は住宅取得に要する費用以内であること。 ③最終払出し期限：住宅取得日より1年以内、または、一部払出し日より2年以内のいずれか早い日であること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 2回目(最終払出し)をしない場合 1回目の払出し後、2回目の払出しをせず、そのまま積立を継続することもできます。ただし、その場合でも左記書類の提出は必要となります。(書類の提出期限は上記(2)③と同様) </div>
増改築等 の 場 合	工事前【1回目(一部払出し)】 (4) ①住宅の増改築等に係わる工事の請負契約書のコピー	(3) ①上記払出し要件の(1)①②と同様。(提出書類は増改築等工事完了届を除きコピー可) ②床面積：増改築後50㎡以上であること。 ③工事費用：75万円超であること。 ④払出し金額：住宅財形残高の90%以内、または、増改築等の工事費用のいずれか低い金額であること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 増改築等の工事費用 ①共有名義の場合は、持分に応じた費用以内となります。 ②増改築等の工事をした部分に住居用以外の部分がある場合には住居用に係わる工事費用が全体の工事費用の1/2以上であること。 </div> ⑤工事完了後、建築物の確認済証または検査済証または建築士法で定められた登録簿に登録された建築士事務所に所属する建築士または指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行する増改築等工事証明書(用紙：日本工業規格A4)のうち、いずれか1つの書類が提出できる工事であること。 [工事費用が75万円超100万円以内の場合、工事施工者が発行する増改築等工事完了届(コピー不可、用紙：日本工業規格A4)でも可。]
	工事後【2回目(最終払出し)】 (5) ①上記提出書類の(3)①②と同様。 ②次のいずれか1つ(提出書類は増改築等工事完了届を除きコピー可) イ.建築物の確認済証 ロ.検査済証 ハ.建築士法で定められた登録簿に登録された建築士事務所(に所属する建築士が発行する増改築等工事証明書(用紙：日本工業規格A4)) [工事費用が75万円超100万円以内の場合、工事施工者が発行する増改築等工事完了届(コピー不可、用紙：日本工業規格A4)でも可。] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【工事完了後に1回のみ払出し】 工事前に一部払出しを行わず、工事完了後に払出す場合は、1回のみ払出しとなります。その場合は、上記(5)①②の他に(4)①もご提出ください。 </div>	(4) ①上記払出し要件の(3)①②③と同様。 ②払出し金額：「一部払出し額+最終払出し額」は増改築等の工事費用以内であること。 ③最終払出し期限：増改築等の工事完了日より1年以内、または、一部払出し日より2年以内のいずれか早い日であること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 2回目(最終払出し)をしない場合 1回目の払出し後、2回目の払出しをせず、そのまま積立を継続することもできます。ただし、その場合でも左記書類の提出は必要となります。(書類の提出期限は上記(4)③と同様) </div>

令和6年度税制改正に伴い、「住宅財形の払出し要件」が、次のとおり一部改定（下線部が改定箇所）となります。

改定前	改定後
<p>(1) ③床面積：50㎡以上であること。ただし、新築または建築後使用されたことのない住宅の取得をした場合で、当該住宅が令和5年12月31日までに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けたものであるときは、床面積が40㎡以上であること。</p>	<p>(1) ③床面積：50㎡以上であること。ただし、新築または建築後使用されたことのない住宅の取得をした場合で、以下の条件に該当する場合は床面積が40㎡以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年12月31日までに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認（以下「<u>建築確認</u>」）を受けたもの。・<u>認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅</u>で、<u>令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に建築確認を受けたもの。</u>